宿毛市ふるさとワーキングホリデー事業参加者募集要項

都市部の若者（大学生等）が宿毛市内に一定期間滞在し、働いて収入を得ながら地域のイベント等への参加、地域の人たちとの交流などを通して、田舎暮らしを体験していただく取り組みです。通常の旅行では味わえない“すくも暮らし”をお試ししてみませんか？

次のとおり参加者を募集します。

１　募集人数

１０名程度（予算額に達し次第締切）

２　対象者

県外に居住している方

３　実施期間

令和７年９月１日から２週間から２ヶ月程度

※受入事業所により期間は異なります。

　４　受入先業種

　　　サービス業、魚介類小売・魚介類加工卸売

５　雇用契約

受入企業等と雇用契約を締結して、働いて賃金を受け取ります。

６　就業条件

　　　賃金、勤務日・時間、休暇等は受入企業により異なります。

７　参加者への支援

（１）滞在中の宿泊費（食費等実費は除く）

　　　　市内宿泊施設の宿泊費、１泊当たり３,０００円を上限に助成します。

（上限９９，０００円）

（２）来市に要する旅費

　　　　滞在期間中、高知県内における公共交通機関等（鉄道、バス、自家用車及び高速道路料金等）を利用する場合、１５,０００円を上限に助成します。

（３）レンタカー費

　　　　公共交通機関等の移動手段の手配が困難な地域についてレンタカーを利用した場合、レンタカー費の３分の２を助成します。

助成費：１０日以上１５日未満の場合　４日分

　　　　１５日以上の場合　　　　　　６日分

* 高知県が交付する「高知家で暮らし隊」に加入していただきます。

ガソリン代は助成の対象外となります。

（４）交流イベント等への参加（１回以上の参加は必須）

期間中に開催される地域の行事や学びの場、交流会等に参加し、地域の方との交流を通して地域のことを知ることができます。

（５）労災保険または傷害保険に加入します。

　　（参加者の費用負担はありません。）



８　応募方法

　QRコードより「参加申込書」の提出をお願いします。

９　その他

参加者は、この事業による業務を実施する為に知り得た個人情報について、事業に必要な目的以外に使用することはできません。事業の終了後も、個人の権利利益を侵害することがないよう、個人情報の取扱いを適正に行うようにしてください。

１０　問い合わせについて

　　　〒７８８－８６８６　宿毛市希望ヶ丘1番地

　　　宿毛市企画課移住定住推進係

　　　TEL：０８８０－６２－１２５６

　　FAX：０８８０－６２－１２７４

　　　E-mail：1165@city.sukumo.lg.jp